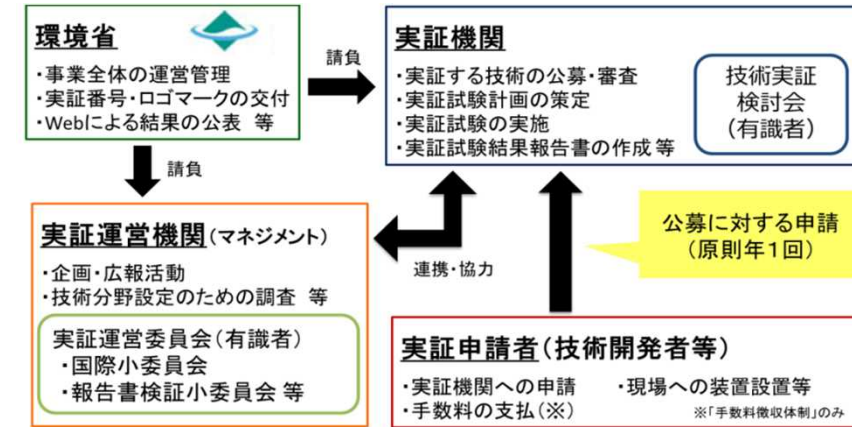


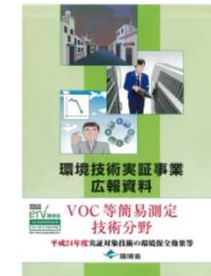


## イメージ

## 事業の実施体制



## 実証結果の公表



実証された技術については、実証番号及びロゴマークを交付するほか、実証試験結果報告書を環境省HPに掲載することで、環境技術の普及に係る支援を行う。

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

既に実用化され、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われておらず、普及が進んでいないものがある。

このような先進的技術について、その環境保全効果等について第三者機関が試験等を実施し、その結果を広く公表することで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業である。

### 事業概要

「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関（実証機関）が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響等を、試験等に基づき客観的なデータとして示すことである。

実証された技術には、実証番号及びロゴマークが交付されるとともに、実証結果については、環境省HPにて公表される。

本事業は平成15年度にモデル事業として開始し、平成20年から本格実施している。平成27年度までに、603技術について実証を行った。

### 事業スキーム

実証対象技術分野ごとに実証機関（請負）を選定し、実証対象技術の公募や試験の実施、試験結果報告書の作成等を行う。

また、環境省の運営補助として実証運営機関（請負）が、企画・広報活動や技術分野設定のための調査等を行っている。

（右図参照）

### 期待される効果・課題

申請者（技術開発者等）は、本事業によって環境保全効果に係る客観的な実証が受けられ、専門家による技術的助言が得られるとともに、環境省HPに掲載されることで、知名度向上が期待される。ユーザーに対しても、信頼できる情報が公表され、安心して技術を購入できるというメリットも生まれる。

また、本事業は平成28年10月に国際標準化される予定であり、国内企業が開発した環境技術の国際展開と環境保全の世界的な促進が期待される。 今後は、国際標準化に向けた国内体制の整備等が必要である。